

・届出の対象となる行為

届出の必要となる行為、規模については次のとおりです。

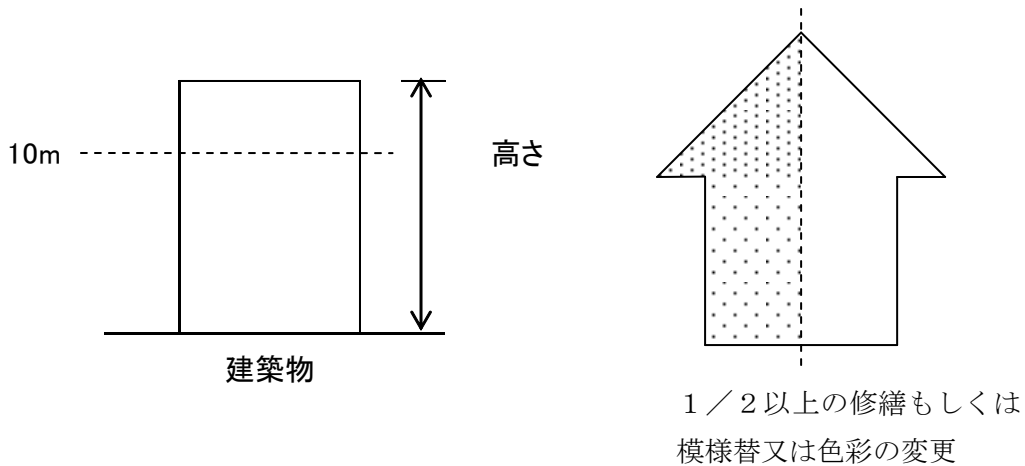
●景観計画区域

① 建築物

・高さが10m（概ね4階）以上、または延べ床面積が1,000㎡（約300坪）以上のもので、次のいずれかに該当するもの

ア．新築、増築、改築もしくは移転

イ．外観の変更に係る部分の面積が2分の1以上の修繕もしくは模様替または色彩の変更



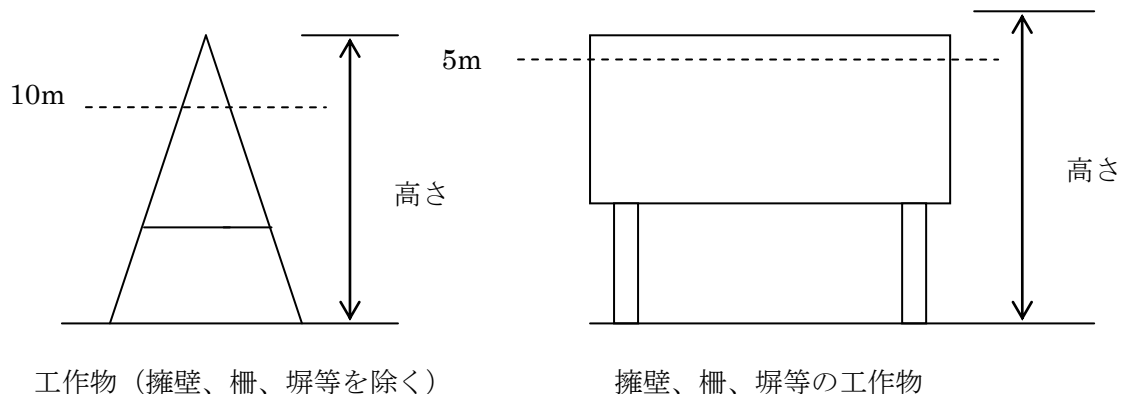
② 工作物

・建築確認申請が必要な工作物（擁壁、柵、塀等を除く）で、次のいずれかに該当するもので設置期間が6カ月以上のもの

ア．高さが10m以上の新築、増築、改築もしくは移転（電気供給のための電線路、電気通信のための線路、空中線系等については20m）

イ．外観の変更に係る面積が2分の1以上の修繕もしくは模様替または色彩の変更

・建築確認申請が必要な擁壁、柵、塀等の工作物については、設置期間が6カ月以上のもので、高さ5m以上の新設、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替又は色彩の変更



●区域共通

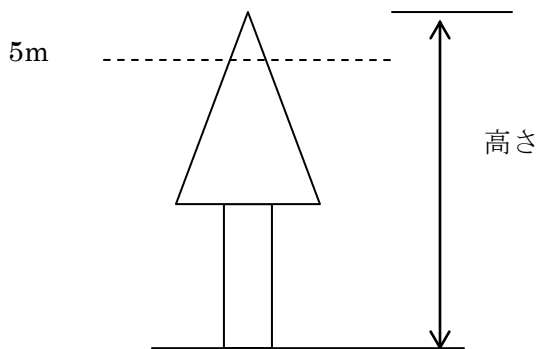
- ・土地の区画形質の変更で、変更に係る面積が 1,000 m²以（約 300 坪）以上のもの。
（※区画の形質の変更とは、切土、盛土、地目変更のこといい、切土、盛土については平均で 50 c m 以上の場合に該当します。）
- ・木竹の伐採で、森林施業計画によるもの、施設の保守の支障となるものなどを除き、次のいずれか該当するもの。

ア．高さが 5 m 以上のもの

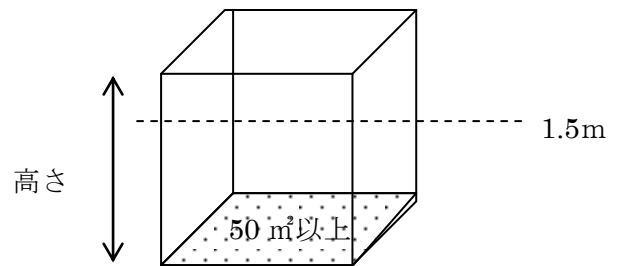
イ．伐採面積が 3 0 0 m²（約 9 1 坪）以上のもの

※以下の 1) ～ 5) 内容について、届出は必要ありません。

- 1) 除伐、間伐、整枝その他木竹の保管のために通常行われる木竹の伐採。
- 2) 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
- 3) 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
- 4) 仮植した木竹の伐採
- 5) 測量、実施調査の支障となる木竹の伐採



木竹の伐採



物件の堆積

- ・屋外における物の堆積で、一時的なもの（6ヶ月以内）を除き、次のいずれかに該当するもの

ア．堆積の用に供される土地の面積が 5 0 m²（約 1 5 坪）以上のもの

イ．高さが 1.5m 以上のもの

